

文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 清田 哲也

1 日 時

令和8年3月3日（火） 午前10時21分から
午後 0時27分まで

2 場 所

第2委員会室

3 出席した委員の氏名

清田哲也、岡野涼子、麻生栄作、吉村尚久、玉田輝義、末宗秀雄

4 欠席した委員の氏名

井上明夫

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係者の職・氏名

教育長 山田雅文、警察本部長 平松伸二 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第48号議案、第49号議案及び第52号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 令和7年大分県警察業務重点等の推進結果について、令和8年春の組織改編概要について、大分市中学校における生徒間暴力事案について、教職員の懲戒処分について及び懲戒処分の指針の制定についてなど、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班 主査 仙川正朋
政策調査課政策法務班 主査 稲垣俊和

文教警察委員会次第

日時：令和8年3月3日（火）本会議終了後～

場所：第2委員会室

1 開 会

2 警察本部関係

(1) 付託案件の審査

第 49号議案 大分県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について

第 52号議案 令和7年度大分県一般会計補正予算（第5号）（本委員会関係部分）

(2) 諸般の報告

①令和7年大分県警察業務重点等の推進結果について

②令和8年春の組織改編概要について

(3) その他

3 教育委員会関係

(1) 付託案件の審査

第 48号議案 大分県高等学校等教育改革促進基金条例の制定について

第 52号議案 令和7年度大分県一般会計補正予算（第5号）（本委員会関係部分）

(2) 諸般の報告

①大分市中学校における生徒間暴力事案について

②教職員の懲戒処分について

③懲戒処分の指針の制定について

④求償権行使懈怠確認請求上告事件について

⑤大分県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

(3) その他

4 協議事項

(1) その他

5 閉 会

会議の結果

清田委員長 ただいまから、文教警察委員会を開きます。

本日は都合により、井上委員が欠席しております。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案3件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより、警察本部関係の審査に入ります。

まずは、付託案件の審査を行います。

第49号議案大分県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

平松警察本部長 委員会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。1月23日付けの異動で県警本部長を命ぜられました平松でございます。よろしくお願いを申し上げます。

清田委員長をはじめ、文教警察委員の皆様方におかれましては、平素から警察業務の各般にわたりまして、深い御支援を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本年の県警察の運営方針につきましては、昨年に引き続き、県民とともに歩む力強い警察と定めまして、県民が安全で安心して暮らせる日本一安全な大分の実現に向けまして、力強い警察活動を推進してまいります。

文教警察委員の皆様方におかれましては、引き続き、県警察への御支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

本日の委員会では、付託案件2件につきまして御審査をいただきまして、その後、諸般の報告として、令和7年大分県警察業務重点等の推進結果について、令和8年春の組織改編概要についての2件について、説明をさせていただきます。それぞれにつきましては、担当部長等から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

山岡警務部長 御説明に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。2月13日付けの異動で大分県警察本部警務部長を命ぜられた山岡と申し

ます。どうぞよろしくお願いをいたします。

第49号議案大分県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について、御説明をいたします。

資料の1ページを御覧ください。

本条例は、警察本部に置く部、そして各部の分掌事務を定めたものでございまして、今回の改正は令和8年春の警察本部の組織改編におきまして、サイバー犯罪対策課を生活安全部から警務部に移管することとしたために、警務部の分掌事務にサイバー犯罪対策課に係る分掌事務を追加するものでございます。

サイバー犯罪対策課を警務部に移管する理由でございますけれども、情報技術の発達によりまして、現在ではあらゆる部門の捜査においてサイバー捜査の技術が必要となっておりますことから、部門横断的に対処可能なサイバー捜査の体制を整備する必要があると考えております。また、サイバー人材の採用・育成、個々の警察職員のサイバー技術の向上等、組織全体のサイバー対処能力の向上も求められておるところでございます。

サイバー犯罪対策課が各部と一体となった捜査を効果的に行いまして、警察組織のサイバー対処能力強化を推進するためには、サイバー犯罪対策課を県警察の重要施策や重要課題の企画・調整等を所管する警務部に配置することが最も効果的と判断いたしまして、移管することとしたものでございます。

改正条例の施行期日は、令和8年4月1日となります。

清田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。（「こんなもんじゃろう」と言う者あり）

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決す

ることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

清田委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第52号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第5号）のうち、警察本部関係部分について、執行部の説明を求めます。

安藤会計課長 第52号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第5号）のうち、警察本部関係につきまして、御説明をいたします。

なお、今回、繰越明許費の補正が1件ございますので、繰越理由を先に御説明いたします。

委員会説明資料の2ページを御覧ください。

事業名、警察施設改修費の繰越額は、4,765万7千円でございます。繰越理由につきましては、交番・駐在所LED化改修工事におきまして、LED照明器具の供給が全国的に不足していることから、年度内の納品及び工事完了が困難な状況となったため、この工事を繰越明許費として設定するものでございます。

次に、警察費の補正予算の内容につきまして、御説明をいたします。

委員会説明資料の3ページを御覧ください。

資料上段、警察費の補正予算額は、1億239万9千円の減額でございます。これを既決予算額から減額いたしますと、補正後の総額は286億68万4千円となります。

警察費のうち人件費の補正予算額は、人件費小計の欄に記載のとおり、1億3,038万6千円の減額でございます。これは、育児休業等により給料を支給しない職員分の残が生じることなどの影響によるものでございます。

次に、警察費のうち事業費の補正予算額は、一番下、事業費小計の欄に記載のとおり、2,798万7千円の増額でございます。この主な内容につきまして、予算科目の目ごとに、右側に記載の説明欄、主な補正項目に沿って御説明をいたします。

事業費のうち、上から2番目、警察本部費の補正予算額は796万円の減額で、これは説明欄記載の警察運営費において、物品のリース契約に係る入札残が生じたことなどにより、減額

となるものでございます。

その下、目名、装備費の補正予算額は4,643万4千円の増額で、これは説明欄記載の警察装備費において、ヘリコプターの緊急修繕が生じたことなどにより、増額となるものでございます。

その下、目名、警察施設費の補正予算額は9,278万8千円の減額で、説明欄上から2番目に記載の交通安全施設整備費において、国庫補助金の減額に伴い補助事業費が減額となるほか、説明欄その二つ下の交通安全施設維持管理費において、交通信号機電気料が見込みを下回ったことなどにより、減額となるものでございます。

その下、目名、運転免許費の補正予算額は2,937万1千円の増額で、説明欄下段の自動車運転免許事務費において、運転免許証の作成費が見込みを上回ったことなどにより、増額となるものでございます。

その下、目名、恩給及退職年金費の補正予算額は137万4千円の減額で、これは受給者の減少に伴うものでございます。

最後に、目名、警察活動費の補正予算額は5,430万4千円の増額で、これは説明欄上から3番目と4番目に記載の一般警察活動費及び刑事警察費において、旅費等の経費が見込みを上回ることなどにより、増額となるものでございます。

清田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

繰越明許の分ですが、LEDのいわゆる納入困難ということで、ちなみに、箇所数でいうとどのくらいこれで積み残すことになるんでしょう。予定していた交番とかのLEDが結局換えられないということなんですけれども、これだけの4,765万7千円で。

安藤会計課長 箇所数としては全てになります。納期が通常発注して1、2週間で納期があるものが、11月以降からは納期が4か月延びているということで、12月ぐらいに発注したものが今年の4月しか入らないということで、当初3月13日を工事の納期としていたんですけど

も、6月末ということで延長している状態であります。（「分かりました」と言う者あり）

末宗委員 今の質疑で納期の問題が出たんですけど、入札に出すよね。納期が遅いの、よく受けたなと思って。

安藤会計課長 発注のときには納期遅れというのはまだ想定していなくて、今後、蛍光灯がなくなってLED化に全てなっていくしますので、その関係でLEDというのが想像以上に需要が多かったというのが実情だと思います。

麻生委員 予算単年度制の中で、交通安全施設整備費並びに交通安全施設高度化推進事業費、それから交通安全施設維持管理費、LED化によって減額されたとか。一方で、交通安全施設に関しては信号設置も含めてめちゃくちゃ要望が多いですよね。だから、減額で補正予算という単年度制ではやらざるを得ないんだけど、減額修正じゃなくて繰越しによってそこに充当するというようなことは今のシステムじゃできるのかな。

安藤会計課長 この安全施設は麻生委員御存じのように、県単独と補助の事業が二つあります。当然、県単独の分はそのまま必要に応じて進めていくんですけども、国の補助金というのが入ってこない、次に繰り越すというのは、県単独で繰り越すのかってなかなか難しい状況にありますので、必要な事業については交付を受けて見直して重点的にやっているんですけども、どうしても国の補助金頼みというところがありますので、それが削られると、その工事は繰越しというよりも来年度にというような形になります。

麻生委員 国の方も複数年度予算編成という新たな方向性も打ち出している関係もあるし、こういった部分は6月の国への要望・提言事項の中でもっと活用できるような仕組み、そうすることによって整備の進展含めて進んでいくのかな。要望はめちゃくちゃ多い中で、こういった実態を見ると、何か方法はあるんじゃないかなと思うので、是非、国、警察庁との協議も含めて、改善できるのであれば、工夫、模索をしていただければと思いますので、要望として

申し上げておきます。

後藤交通部長 今、麻生委員の質疑に関連して参考までに申し上げさせていただきますと、減額で補正をさせてもらっているんですけども、委員が日頃からおっしゃっているような、パッケージでやると減額してもできるんじゃないか、合理的にできるんじゃないかというようなところの御意見もいただいて、信号制御機の更新ですとか信号柱の建て替え、それからまた高度化の中のLED、これらをバックにして、時期を設計してやったところで減額になっているんですけども、おおむね見越した事業量というのは確保できておりまして、県民の方に御迷惑をかけるというようなことは発生していないというように認識しております。

吉村委員 直接補正に関わるかどうかあれなんですけど、運転免許に関わって、先日もいわゆる外国人の外免切替えの部分がニュースにも出ていたかと思うんですけども、県内の状況がどんなふうになっているのかということ、もし分かれば教えていただきたいんですけども。

後藤交通部長 外免切替えに関しましては、昨年の10月から厳格化になりました。当然、厳格化されたということで、それ以前とは若干、免許を取得する方の通過率というのは低くなっておりまして、当然、知識確認と技能確認、こういうのがあります。知識確認も問題数が増えましたし、技能の部分も確認をするのに、日本で一般的に仮免許を取るぐらいのある程度厳しいようになりましたので、その通過率というのは低くなりました。知識の方はある程度通過できるんですけど、技能の方が少なくなって、大分県の場合でいきますと、技能のところ約3.3%の通過率というのが現在出ておりまして、全国よりもちょっと低いという状況です。この実情は何が原因かというのは分かりませんが、大分県の場合、最終的に技能を通過したのが3.3%ぐらいというような感覚でございます。

吉村委員 地元でも最近、以前は自転車の方が多かったんですけども、最近、車に乗っている外国人の方も増えてきたなというふうに思っ

いました。こういう免許の切替え等について、今後も進んでいくんだろうけども、厳格化ということが進められていくということですね。きちっと運転してもらおうということにつながっていくということ言えば、今後そういうことになるということですね。（「はい」と言う者あり）分かりました。

清田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 ほかに御質疑等もないので、これで質疑を終了します。

なお、採決は教育委員会関係の審査の際に、一括して行います。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

それでは、①と②の報告をお願いします。

山岡警務部長 令和7年大分県警察業務重点等の推進結果について、御報告いたします。

資料の4ページを御覧ください。

昨年は上段に記載のとおり、県民とともに歩む力強い警察との運営方針の下、四つの業務目標を掲げ、七つの業務重点に取り組んでまいりました。

まず、業務目標の達成状況でございますけれども、一つ目の刑法犯認知件数過去最少については、昨年の認知件数は4,151件で前年比プラス709件、過去最少であった令和4年と比較して1,357件増加しておりますので、目標は未達成となっております。

二つ目の特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺被害件数過去最少については、昨年の特殊詐欺被害件数は400件で前年比プラス120件、過去最少であった令和2年と比較して288件増加をしております。また、SNS型投資・ロマンス詐欺被害件数は347件で、昨年比プラス68件、過去最少であった令和5年と比較して171件増加しておりますので、目標は未達成となっております。

三つ目の交通事故死者数過去最少については、昨年の死者数は41人で、過去最少であった令和6年と比較して13人増加しておりますので、

目標は未達成となっております。

四つ目の重要犯罪の徹底検挙については、昨年の検挙率は103.1%でありまして、目標を達成しております。ちなみに、この100%を超えておりますのは、認知は一昨年けれども検挙は昨年という事件があるため、100%を超えているものでございます。

続きまして、業務重点推進状況についてです。大きく七つの枠に分けて記載をしております。このうち、業務目標に直接関連する項目について、御報告をさせていただきます。

まず、1総合的な犯罪防止に向けた各種対策の推進の中の犯罪情勢の欄を御覧ください。昨年の刑法犯認知件数は4,151件で、前年比709件増加しております。地域の安全度を示す犯罪率は、良い方——少ない方から数えて全国第6位、検挙率は52.2%で全国第14位です。これは、全国平均の38.9%を13ポイント余り上回っております。昨年は地域の実態に即した先制的かつ効果的な取組を推進したほか、防犯ボランティア団体等との連携や街頭防犯カメラの設置促進等により、地域の防犯力の強化や犯罪の起きにくい環境づくりに取り組むとともに、社会問題となったいわゆる闇バイト対策に取り組んでまいりました。本年も引き続き、関係機関・団体と連携し、実効性のある取組を推進してまいります。

次に、その下の特殊詐欺の被害状況の欄を御覧ください。昨年の特殊詐欺被害件数は400件、被害額は約8億5,893万円で、前年比で被害件数は120件、被害額は約1億2,208万円増加しました。また、SNS型投資・ロマンス詐欺被害が急増しておりまして、被害額は15億円を超えるなど、詐欺被害防止対策に大きな課題を残す結果となりました。昨年はこれまでの取組を継続して実施するとともに、テレビや新聞のほか、SNSを利用して広報啓発を図るなど、各種広報媒体の活用、防犯ボランティア団体等と協働での街頭活動など、積極的な広報啓発活動に取り組んでまいりました。本年も金融機関やコンビニエンスストア等と連携した水際対策や効果的な広報啓発活動等によ

り、被害減少に向けて、県警の総力を挙げて取組を推進してまいります。

次に、3 交通事故・重傷事故の抑止の欄を御覧ください。交通事故死者数は41人で、前年を13人上回り、令和2年以来5年ぶりに増加に転じております。また、発生件数、負傷者数は平成17年以降21年連続で減少いたしましたが、重傷者数は前年より25人増加しております。昨年は交通事故多発交差点及び重大事故多発路線における交通指導取締り、秋冬の薄暮時間帯における照TIME-17と銘打った街頭活動を推進したほか、自転車の交通ルール周知等に取り組んでまいりました。本年は交通事故・重傷事故の抑止に向け、引き続き、関係機関・団体と連携して、歩行者の安全確保のための街頭活動や交通指導取締り、本年4月から交通反則通告制度が導入される自転車の交通ルール遵守のための広報啓発や交通安全教育等の取組を推進してまいります。

次に、4 悪質・重要犯罪等の徹底検挙について、御説明いたします。資料の下段左側の重要犯罪の検挙の欄を御覧ください。令和7年中の殺人、強盗などの重要犯罪の認知件数は64件、検挙件数は66件、検挙率は103.1%でありまして、これは目標を達成することができました。本年も引き続き、重要犯罪の徹底検挙を目指すとともに、特に被害が深刻化する特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺事件の検挙をより一層推進してまいりたいと考えております。

そのほか、資料右下の6に記載しておりますけれども、昨年11月18日に発生した大分市佐賀関の大規模火災に係る各種警察活動や第27回参議院議員通常選挙に伴う要人警護を完遂したほか、その右の7にありますように、警察行政手続オンライン化システムの運用開始による県民の利便性の向上や男性職員育児休業支援制度の試行による組織の多様性や柔軟性の向上を図ってまいりました。

県警察では、引き続き、県民とともに歩む力強い警察の運営方針の下、日本一安全な大分の実現に向けて、職員一丸となって業務を推進してまいります。委員長をはじめ、委員の皆様方

におかれましては、今後とも御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

続きまして、令和8年春の組織改編概要について、御説明いたします。

5ページをお開きください。

令和8年春の組織改編につきまして、現下の治安情勢等を踏まえまして、組織の合理化、人員の効率的配置により、体制強化等を行うことといたしましたので、その概要について御説明をいたします。

一つ目は、匿名・流動型犯罪グループ対策、サイバー犯罪対策を推進するための体制の確立でございます。いわゆる匿流グループについては、これらグループが主に敢行している特殊詐欺やSNS型・投資ロマンス詐欺の被害が多発しているところでございます。匿流グループによる事犯は、このような詐欺以外にも風俗事犯や闇バイトによる強盗事件等多岐にわたるほか、警察の捜査を免れるため、匿名性の高いSNSや暗号資産などの通信技術を悪用するなどしておりまして、匿流グループの実態解明や検挙を推進するには、生活安全部や刑事部など部門を越えた対策や専門的なサイバー捜査も必要となっております。そのため、現在、サイバー関連の司令塔として生活安全部に配置しているサイバー犯罪対策担当の総括参事官を廃止した上で、匿流対策とサイバー犯罪対策の司令塔として両対策を部門横断的に総括指揮する総括参事官を新設し、刑事部に配置をいたします。

また、各部とサイバー犯罪対策課が一体となった捜査を効果的に行い、警察職員の対処能力強化や官民連携の推進等サイバー戦略を推進するため、サイバー犯罪対策課を警務部に移管いたします。

さらに、匿流に対する取締りを強力に推進するため、組織犯罪対策課の担当班や生活経済事犯、風俗事犯等の捜査を担当する生活安全捜査課の体制を強化するとともに、サイバー事案対処体制強化のため、サイバー犯罪対策課の体制を強化いたします。

二つ目は、安全で快適な交通を確保するための体制強化で、3点でございます。

1点目は、交通事故抑止のための指導取締り体制の強化でございます。交通事故が多発する時間帯・場所での交通事故抑止に向けた交通指導取締りや重大事故等への対応を強化するほか、本年4月1日から適用される自転車の交通違反に対する交通反則制度に的確に対応するため、交通指導課の体制を強化いたします。

2点目は、交通規制業務体制及び警察署の支援・指導体制の強化でございます。交通規制業務の適正化及び警察署の業務負担軽減を図るため、交通規制課の体制を強化いたします。

3点目は、運転免許課外国免許審査係の新設でございます。県内に居住する外国人の増加に伴う申請数の増加や外免切り替え申請に対する適正な審査業務を推進するため、運転免許課に外国免許審査係を新設いたします。

三つ目は、テロ等の脅威に関する情報収集活動の体制強化でございます。テロ対策や要人警護等に関する警備情報収集活動を強化するため、警備企画課の体制を強化いたします。

四つ目は、その他の組織改編で、2点ございます。

1点目は、留置管理体制の充実・強化でございます。現在、県内の常設留置施設は6施設ございますけれども、合理的な留置管理体制を構築するため、今回、日田警察署の留置施設を非常設化して被留置者の更なる適正処遇を図るとともに、本部留置管理課による護送体制を充実させるなど、留置管理体制の充実・強化を図ります。

2点目は、検視体制の強化でございます。犯罪死の見逃しの絶無を期すために、捜査第一課検視官室の体制を強化いたします。

清田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

玉田委員 最初の太分県警察業務重点等の推進結果について少しです。

特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺被害件数が過去最高で未達成ということで、この未達成の多くはこういう特殊詐欺とかサイバー関連の犯罪で、それで来年度、組織改編に臨んで、

ここの対策を強化するという整理でいいんですよね。そこを一つ確認です。そこはどうでしょうか。

山岡警務部長 玉田委員のおっしゃるとおりでございます。

玉田委員 それをした上で、未達成のところ、来年度以降、達成に転じるために組織改編に合わせて具体的にどういうふうなことをやっていく、犯罪を抑えるためにとか達成するために、この組織を変えた上で具体的に何かやっていく、そういうふうなものがあるのかどうかについて、教えてください。

三浦生活安全部長 マイナスになっている未達成のものですけれども、特に特殊詐欺の関係でございますけれども、組織改編と直接つながることではないかもしれませんが、いろんなデータを分析してみますと、大体、犯人側からかかってきた電話の多くは、4割ぐらいがプラスから始まる国際電話からかかってくる。そういったことで、昨年9、10、11月と警察力で、いろんな免許の更新のところとか、あとは病院に行ったりとか、人の集まるところに行って、国際電話不取扱受付センターに申し込んで電話がかからないような申請をしてくださというだけで、それを最後まで一応見届けてやっておりますけれども、今年をもっとそれを突っ込んだところで、これを委託業務にしまして、これをずっと展開するとともに、あと携帯電話にかかってきたその国際電話につきましては、アプリでこれを撃退するというので、警察庁の方でこの推奨アプリをまもなく発表するところでございますので、これの活用を委託事業によって周知しまして、このアプリを入れてもらって、国際電話はもうかからない、犯人と話さない対策を充実させていこうというような取組をしております。

玉田委員 ごめんなさい、結果的に何か意地悪な質問になって。そういう意味ではなくて、組織改編した上にこの未達成の事項をどういうふうに解決していくかということだったので、今の説明で大体概要は分かりましたので、また後で詳しく教えてください。

岡野副委員長 3交通死亡・重傷事故の抑止のところなんですけれども、プラス13人で増えているというところ、これは全国的にこういった事故が増えているのか、死者数が増えているのか。あと、先月も地元の日田市の方でバイクの死亡事故がございまして、大分県ならではのとか、道路とかそういった関係があるのか、そのあたりを教えてください。

後藤交通部長 まず、全国的な傾向として、昨年は全国では死者数が減っております。九州でも減っているんですけども、大分県と長崎県だったかが増えて、その要因というのが詳細には分かりません。さっき言われました日田市の事故もありましたし、事故になる要因というのはいろいろございまして、最終的には、ドライバーあるいは歩行者の安全意識が向上することが全てなんだと思っています。その方法として、交通指導取締りもありますし、いわゆる道路の整備ということも十分ありますし、医療の発達とか車の性能だとか諸々があって、交通死亡事故、重傷事故というのは減っていくものだろうと思っていますので、道路の状況が改善するというのも大きな要因ですので、日田市の場合ですと、カーブの多い道路があったりですとか、特にこれからツーリングになって、この辺は私も把握しておりますので、春先から対策は打つようにしております。そういったところで、もろもろの要因が重なって昨年は死亡事故が増えたというところで、一昨年は28人ということで過去最少だったと。その反動もあるんだろうと思いますけど、昨年11月、12月に十分な対策を取って、交通街頭活動に警察官もいっぱい出して、各団体とも連携した結果、タイムラグがあるとなれば、今年の1月に死亡事故はゼロでございまして、そういった効果というのは、タイムラグがあるんですけど出てくるということもありますので、警察の活動力というのは落とせないというふうに思っています、この辺、引き続き対策を取っていきたくて考えております。

岡野副委員長 組織改編のところでも交通を確保するための体制強化が入っていますので、是

非よろしくをお願いします。

末宗委員 さっき言う特殊詐欺なんじゃけど、フィリピンとかタイとか国際性が非常に多いんだけど、特にタイとか見よったら、中国の暴力団とか日本の暴力団も入っているのか、どげか知らんけど、資料に5暴力団等組織犯罪対策の推進もあるんだけど、その絡みはどんなふうに把握しているのか。

福岡刑事部長 大分県内で昨年検挙した特殊詐欺の検挙に関しましては、4悪質・重要犯罪等の徹底検挙ということで、令和6年に比べて検挙人数は25人ほど増えております。去年検挙したのものには、現役の暴力団員が絡んだ特殊詐欺事件等はありませんでしたが、大分県で検挙した分に関して、外国を拠点としたというのは去年は検挙はしていません。

ただ、特殊詐欺あるいはSNS型投資・ロマンス詐欺に関しましては、大分県警だけの力ではなく、またいろんな県警との力を合わせて、あるいは警察庁のお力を借りながら拠点を見つけ、そこで大量に検挙するという形でやっております。大分県はたまたまそういった海外を拠点とする検挙は去年はございませんでしたけれども、他県の検挙に関してはそういったものがありますので、引き続き、この徹底検挙ということを目指してやっていきたいというふうに思っております。

末宗委員 連携は大体うまくいっているんだね、組織全体で、日本で。

福岡刑事部長 お陰様で、各県警と非常によく連携をして他県の被疑者を捕まえるということも多々ございましたし、うちの被疑者を他県で捕まえていただいたということもありまして、非常にうまくいっております。

末宗委員 さきほど言ったんだけど、暴力団が必ず関与しているの、大体こういう事件は。

福岡刑事部長 必ずという形で、ここで言い切れるほどの確実性はございません。ただ、関与しているケースは非常に多いというふうに考えております。（「はい、分かりました」と言う者あり）

麻生委員 2点、要望にとどめます。

まず、大分県警察業務重点等の推進結果で交通事故の案件であります。交通部も本当によく頑張っていると思うんですけども、にもかかわらず、発生件数も減って負傷者数並びに軽症者数は減っているんだけど、死者数と重傷者数が増えている。事故分析結果はまだ要因が明確には分からないという、総合的なことだという説明が今ありましたが、これは是非死亡事故とか重傷・重大事故については分析もしながら、ある程度の対策を取っていく必要があるかと思っておりますので、引き続き、頑張ってもらいたいと思っております。交通部が一番悔しい思いをしているんじゃないかな。件数も減っているし。そういうことなので、引き続き、当事者意識を持って頑張ってもらいたいと思っております。

それから、男性職員の育児休業取得促進に向けた支援制度の取組の報告がありましたが、休みを取ったけど、本当に休んでいて、イクメンしていなければ意味がないわけであって。むしろ、警察の現場というのは、特にこういったことを実践しづらい状況もあるかと思うんですけど。そんな中で、この目標はこの目標指数でよろしいんですけど、いわゆる保育園への男性職員のお迎え率、これの方がむしろ私は重要かなと思っておりますので、そういった部分については、各職場でお迎えに行かせてあげられるような配慮というか、それは徹底的にやっていく必要があるんじゃないかな。そういったことが、社会全体の子育て世代への応援につながっていくのではないかな。警察というのは、いろんな人々を応援していく、守っていくところありますので、そういった実践が必要だということで、その願いをしておきたいと思っております。

後藤交通部長 すみません、私の説明がちょっと足らなかったと思います。分析はしっかりやっております。事故分析システムというのがあります。死亡事故の発生時間帯ですとか、場所ですとか、その違反累計だとか、そういったものを全部点に落としています。その近くで取締りをやっているかということも全て落として、分析はしております。

山岡警務部長 まず、麻生委員御指摘の育休支

援について、ちょっと補足をさせていただきますと、今、県警では試行なんですけれども、警察署で育休を取られる方に対して、そこがちょっと欠員になってしまうので、本部から応援要員という形で派遣をします。警察署って現場仕事で、一般的には本部より大変なので、署にいくら育休を取らせろと言っても、そうは言っても業務はあるんだ、きれいごとを言うなということになりますので、そういう取組をしております。本部も潤沢に人員があるわけじゃないので、100%とはいかないんですけども、多数の派遣をしているところでございます。

あとは、育休を取るよりも、お迎え、麻生委員がおっしゃっていましたが、正におっしゃるとおりと思っております。私個人的には、1か月とか育休を取って育児をやった気になるよりは、例えば、1年間定時で帰って、お迎えだったりお風呂に入れたりとか、そういうことが大事なんじゃないかなと思っております。私もせっかくこうやって警務部長として着任をいたしましたので、中身を見て、ちゃんと育児にコミットできるような体制を整えていきたいというふうに思っております。

清田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 ほかに御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 別にないようですので、これをもちまして、警察本部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

執行部が入れ替わりますので、少々お待ちください。

〔警察本部退室、教育委員会入室〕

清田委員長 これより、教育委員会関係の審査に入ります。

本日は都合により、井上委員が欠席しております。

まずは、付託案件の審査を行います。

第48号議案大分県高等学校等教育改革促進基金条例の制定について、執行部の説明を求めます。

山田教育長 はじめに、私から一言御挨拶を申し上げます。

清田委員長をはじめ、文教警察委員の皆様におかれましては、平素から本県の教育行政の推進に多大なる御指導を賜っておりますことに対しまして、心から感謝を申し上げます。

先週、県立高校の最終志願倍率が発表になりました。今回は私立高校の授業料無償化等もございまして、大変心配をしてたわけですが、今回は全日制高校1.03倍ということで、前年を若干ではありますが、上回ったところがあります。九州各県の中では昨年よりも倍率が上昇し、なおかつ1.0倍を超えたのは大分県だけということで、これも各高校が過去を受けまして、一生懸命努力をした成果であると一定の評価をしているところであります。

その一方で、募集人員を下回った——1.0倍を下回った高校が21校ということで、より一層の努力が必要であると考えております。

今回の入試は、複数校志願制度導入の初年度ということで、来週から始まります高校入試、タイトなスケジュールになりますけれども、遺漏のないようにしっかりと万全を期してまいりたいと考えております。

本日は付託案件2件、諸般の報告5件ということで、その中には、昨年末と先週公表しました職員の懲戒処分事案、あるいは、年明けに明らかになりました大分市内の中学生の生徒間の暴行事案等がございます。今後の対策も含めまして、この後、担当課長から説明申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

小野高校教育課長 資料の2ページを御覧ください。

第48号議案大分県高等学校等教育改革促進基金条例の制定について、説明いたします。

令和7年度国補正予算におきまして、国の高校教育改革に関する基本方針、いわゆるグランドデザインに沿った緊要性のある取組について、基金により先行的に支援することが示されまし

た。本県におきましても、高校教育改革を推進し、新時代を担うエッセンシャルワーカーや理数系人材等を育成するため、改革を先導する拠点を創出することを目的とした大分県高等学校等教育改革促進基金を設置するものでございます。

基金の概要についてでございます。基金は二つの補助金で構成されています。

まず、(1)基盤的支援に係る補助金です。改革を実施するための体制構築等に係る経費が対象で、上限6千万円となっており、1月27日付けで交付内定を受けております。

次に、(2)抜本的改革支援に係る補助金です。国が提示しました3類型に応じたパイロットケース創出のための補助金で、こちらが主たる補助金となります。

今後のスケジュールでございますが、3月上旬に基盤的支援に係る交付決定、5月中旬に抜本的改革支援に係る公募申請を行う予定です。なお、基金の造成に係る経費6千万円を2月補正予算において追加提案予定でございます。

最後に、国が提示しています3類型について、説明をいたします。

一つ目は、アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援です。地域産業や生活基盤を支える専門的な人材の育成に重点を置き、探究的・実践的な学びの積み重ねや深まりのある学びを実現するものでございます。

二つ目は、理数系人材育成支援です。理数的素養を身に付けつつ、自ら問いを立て、解決する研究を行う高等教育を見据えた文理融合の学びを実現するものでございます。

三つ目は、多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保です。人口減少地域に、魅力ある学びの選択肢を増やすため、地域の教育資源をいかした学びや遠隔授業を活用した学びの提供を実現するものでございます。

国が提示していますこの3類型に応じた改革先導拠点について、大分県においても3拠点程度設定しまして、その取組・成果を県内の高校へ普及していきたいと考えております。

清田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

吉村委員 3類型のことについて、まずお伺いしたいんですけども、改革先導の拠点となるような学校等を選んでいくと。多分、選んでいき方、選定の仕方、さらに多分、国の方で審査があるというふうに聞いているんですけども、その辺のところ、タイムスケジュールとか流れとか、それをまずもう一回お聞かせいただきたいんですけども。

小野高校教育課長 今、吉村委員がおっしゃいましたように、先導拠点を設定して、中身につきましては、この先導拠点を中心として、そして、その先導拠点到協力校というのを付けるということが可能というふうになっておりますので、そういったことも選定しながらということで、これから、我々含めて、それから、外部の方々も御意見をいただきながらということで考えております。その中で、5月中旬に申請をするということになっておりまして、その結果、申請を受けて公募内定・決定がされるということになっていきますので、この後、5月中旬以降ということでありまして、明確にいつということではまだないんですけども、それ以降の審査を受けてということになっております。

吉村委員 おおよそ、そのタイムスケジュール的なことは理解したんですけども、今回、国が全部ひっくるめると3千億円ぐらいの金をかけて高校教育改革をやっていくということで、県も一緒ということなんですけど、相当入れ込み方があって、それに対しては期待をする反面、その拠点になるような学校、そして、その周辺の学校とか、これが学校間の中の新しい格差を生むのではないかとというようなことも危惧するところがあるんですね。

というのも、何かというと、今までSSH（スーパーサイエンスハイスクール）ですかね、県内三つ高校があったと思うんですけども、それは理数系の人材とか、技術人材を育成すると。これもその学校だけに限らずに横展開をするということだったと思うんですけども、そういうことがどれだけできているのかというこ

との成果と、反省とか、僕なんかはなかなかその辺の部分が見えていないというところもあるかもしれないんですけども、そういうこともあるのではないかと。

今回も拠点校があって、その周辺の学校に波及させていきますよ、広げていきますよと言うけども、そういうことが実はなかなか難しいのではないかと。そうなってくると、今度、拠点校になるような学校は、予算もいただきながら計画も立ててしっかりと生き延びていくんだらうと思うんですけども、それ以外の学校がなかなかその周辺校に広がらずに、ここでこれだけ金をかけたにもかかわらずできなかったよねということになったときに、さきほど教育長は倍率の話もされましたけども、ますます倍率でも差が出てくるのではないかとこの心配もして、これがいわゆる統廃合ということにもつながっていくのではないかと。そういう意味では、単独校だけが、拠点校だけが伸びていくというよりもしっかりと広げていくということ、共に高まっていく、こどものためにもそうですけど、地域のためにも広がっていく。そういう学び、取組にさせていただきたいんですけども、さっき言ったような横展開というのがなかなか厳しいのではないかと。その辺、何か考えていることがあったら教えてください。

小野高校教育課長 正に吉村委員がおっしゃるとおりでございます、そこが本当に大事なポイントだと考えております。

拠点につきましては、ある程度の規模感が必要だということもありますけれども、例えば、工業・農業分野で拠点校を仮につくるとしたときに、さきほど言いました協力校というものを活用して、地域の高校も含めて、県内にどれぐらい普及が図れるかというようなことが非常に大事です。まずは今度、策定委員会というのをまた立ち上げますけども、その中で拠点をどこにするかという視点も必要なんですけども、どのように広げていくかということが非常に大事だと思っておりますので、そのあたりを、今、さきほど言われたSSH校の実績も実はございまして、県内の高校に探究的な学びが広がるような仕組

みづくりをしております、そのような実績も含めて横展開を図れるように、そのあたりをしっかりと協議をしまいたいと考えております。

吉村委員 そういう非常に厳しい、倍率も低い学校のある意味で生き残りというか、その学校独自の魅力的な学校、特色ある学校づくりを進めているかと思うんですけども、これによってそういう公立校がそういう意味でのしっかりと生き残っていけるという、魅力ある学校につながっていく、子どもたちに選ばれる学校にしていくためにも、是非横展開というのをしっかりとやっていただければなと思います。よろしくをお願いします。

山田教育長 今、重要な御指摘をいただきました。私どもも学校間格差みたいなものができることを心配しておりますが、今回のこの基金につきましては資料の1行目にも書いておりますとおり、グランドデザインに沿った緊要性のある取組について、この基金により先行的に支援するというので、取りあえず3千億円近い基金を準備するので、どうすればその地域の公立高校が産業界が本当に必要とするような必要な人材を育成できるような体制ができるかということ等を皆で知恵を出して考えてみてください。それを先行的にまずこの3千億円で全国用意ドンでやってみて、モデル的な優良事例ができれば、その後もまたこの基金は3年間の事業なので、この3年経過後にまたその高校の改革に必要な交付金なりそういったものを国としては考えているというお話ですので、そこで今回つくる拠点校がうまく回れば、それと同じようなやり方でほかの高校についても改革をしていくと、そういう大きなスキームがございます。だから、今回これで拠点校を整備しておしまいというんじゃなくて、その後、第2弾、3弾が控えているということで御承知いただければと思います。

末宗委員 関連するんだけど、その中の理数系の人材の分だけ、俺も71やけど何年前か。15歳といたら56年前か。高校を受けるとき、特に中津南と中津北とあって南北戦争と言

いよったんよ。ちょうど俺が行く頃は、まだ偏差値でいったら1ぐらい中津北が良かったぐらいじゃ。だから、理数系を中津北に県が導入したんよね。そしたら、それから3年ぐらいたったら、誰も中津北に行く者がおらんようになった。そういう例を検討しているのかな、教育委員会の内部で。理数系の人材がどのくらいの数いるのかが俺自身も分からないけど、中津南と北の例は一番分かりやすい。俺、両方からちょっとアプローチがあったき、詳しいんじゃ。そこあたり含めて、どういう中津の南北をと、か、例を。

山田教育長 今回、国が示した高校改革のグランドデザインの前提として、2040年の産業構造から推測される必要な人材を、これは経産省の推計だと聞いていますけども、2040年って15年後ですね、15年後には300万人以上のホワイトカラーが余って、逆に、ICTとかロボットとかAIとか、そういったイノベーション人材が300万人以上不足すると、さらには、いろんな農業とか介護とかも含めたエッセンシャルワーカーも数百万人不足すると、そういう推計がございます。

片や、今、高校生の7割が普通科、その普通科の7割が文系ということは7かける7で49、高校生の5割が普通科の文系に行くと。文系でいくら勉強しても、15年後にはその文系の仕事が存在しない、必要とされない、そういう時代が目の前に迫っているということを踏まえて、今回グランドデザインで高校改革を急いでやらないと、日本が、我が国が必要とする人材を輩出できない、そういう状況が今あると。そういう問題意識に立って、今回3千億円の基金で急いで対応しようということになったというふうに、国の方の説明がございました。

ですから、大学もセットなんですよ。高校だけいくら変えても駄目で、大学も同様に今の産業界が必要とする人材を育成できるような、そういう構造に改革していくということがセットで。だから、文系でいくら高校で勉強しても、大学の学部がどんどん変わっていくと、進学先すらどんどん減っていくと。そうなれば、おの

ずと理数系に行かないと将来が見えないような、そういう状況が今もう目の前に迫っているという、そういうことだと考えております。

末宗委員 今、人間というのは、理数系にうんと興味を持つ人間というのはおらんとじゃないかと思う。人間の能力自体が、中津北高で失敗したこと、理数系のそんなに優秀な者が現実的にいないんじゃない。例えば、数学とか物理とかそういうのを、理解できない者はいくらやってもできないし、そういうので僕は北高は敗北してしもうたんだろうと思うんだけど。

確かに、日本自体、国自体はそういう人材を必要としているけど、現実には、例えば、日本の組織を見たら、東大の法学部を出た者が日本の中枢に座ったり、大分県でも事務屋が主なところに座っているよね。そんなのに、大体、事務屋が主なところに座るといって、そういう制度が出来上がっていて、理系を尊重しちよらんじゃ。例えば、大分県の部長でいったら、農林水産部長、事務屋が分かるわけないのに農林水産部長を事務屋がやっているから、こんな大分県の制度を信用せいと言っても、なかなか信用できないんだけどね。知事とかそういうのに、今、大分県の現状はどうなのか。事務系を尊重しちよって、自分たちだって理数系を尊重するというのができないんじゃないかということ、そういう議論をしていただきたいんだけどね。

清田委員長 答弁を求めますけど、末宗委員がおっしゃるところはもっともなところであって、要は、私のイメージとしては、今まで明らかに文理の峻別をはっきりし過ぎていた、高校教育において。いわゆるSSHとかというのは、正にこの文理融合の先駆けで、課題解決をしていく中に、いわゆる理系の知識と文系の知識、両面のアプローチでしっかりしていこうというところが見えていたような気がするんです。正に、これは今回、理系・文系の峻別をくっきりただ受験のためにやるんじゃないで、正に末宗委員が心配しているようなところをしっかりと解決していくための新たな取組というのが、正に理数系人材とは書いていますけど、ここの文理融合の学びということだと思えますね。

そこら辺を重点的に御理解いただけるような御説明をしていただければと思います。

小野高校教育課長 この事業の背景につきましては、さきほど教育長が申し上げたとおりなんですけれども、国も大学研究機関は抜本的にその改革が必要だということで、さきほど委員長が言われましたように文理融合というところ、それから新しくカリキュラム自体を考えていくということにもなりますので、そのあたりから、これまでの大分県内の理数系人材の育成につながるような実績、それから成果につながっているような、そういったものも踏まえながら、これからの学びをいかに理数系の素養を持つ者、つまり完全に分離するものではなくて、理数系の素養を持った者、そして学び自体もこれまでの文理分断から分離融合の方につないでいくと。そして、それは大学の方も変わりつつありますので、そういった情勢も踏まえながら、高校での学びをそういうふうに変換していくということが非常に大事だと思っていますので、これまでの、さきほどの繰り返しですが、県内の実績も見ながらどこを拠点にするかと。そして、その拠点を中心として、その融合した学びをいかに広げていくかということで進めていきたいと考えています。

末宗委員 俺は中津の例を出したんだけど、そういうのを真剣に議論したん、これを決める前に。

小野高校教育課長 今から拠点を考えていくということでございまして、国から今そのスキームなり類型等が出されましたので、これから県内のこれまでの取組状況も踏まえながら、しっかりとその辺も念頭に置きながら考えていきたいという段階でございまして。

麻生委員 ただいまの説明をいただく中で、何点か指摘をしておきたいと思えます。

緊要性ということと先行的に支援するということが今回のこの基金条例のポイントだろうと思いますが、当然そうなりますと、高校卒業してその出口がどうなっていくかということが一番どうなるのかなということ注視するんですが、その中で3類型ある中で、今回の遠隔教育

等によって、一番後ろの多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保につながっていくというのは分かるんだけど、前のアドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援と理数系人材育成支援、この分け方というのが、アドバンストと理数系人材支援というのがつながっていくのかなという気もしないではない。エッセンシャルワーカーを含めて、ここで言うアドバンストというのは高校を出て即産業界に入っていく、出口をやっていくということでこういう分類をしていらっしゃるのか、そこのところがちょっと気になってきているんです。

いずれにしても、地域・産業界と連携をしていくということで、例えば、大分県産業教育振興会とかの中で、緊要性のある職種とか先行的に支援していかなければならない職種という具体的な職種をピックアップしていただいて、徹底的に、もう3か年しかないわけですから、そのイメージがまずはどの職種に特化して、緊要性に取り組む、先行的に支援するといった部分。その地域にとってとか、産業界のいろんないくつか分野があるかと思いますが、例えば、農業分野とか漁業分野とか、あるいは先端技術でも、我々は昭和の世代なので昭和のじいちゃんから言わせると、昔は中卒が金の卵と、そういった方々に行政が基金をばんと準備して、学ぶ準備をしてあげるといったようなイメージのかなと思っていますね。

だから、そういうような形で、徹底的に高卒で頑張ってもらいたいと、地域を守ってほしいんだとか、この産業を守ってほしいんだとかいう、その緊要性とか先行的支援というのがどうということのかなというのが、まだここじゃイメージが何か湧かないというか、何かほんわかしておいて、やったふりだけして何も成果が出ないんじゃないかと危惧しています。そうならないようにしっかりとやってほしいということでありますので、それに対して、もし何かどういう視点で取り組んでいこうとしていらっしゃるのか、お答えいただければと思います。

小野高校教育課長 御指摘をありがとうございます。

この3類型は国から出されたものなんですけれども、国の方でも17の成長戦略分野ということで昨年12月に出されておりますけれども、そういったものを踏まえながらのこの3類型というものが出されているというふうには捉えております。

このアドバンスト・エッセンシャルワーカーは、エッセンシャルワーカーの中でも、例えば、AI等を活用しながら新技術を活用できる人材ということにもなりまして、一般のエッセンシャルワーカーよりも新しい時代を見据えた、新しい技術を備えたエッセンシャルワーカーというような説明がなされておまして、そういったことも含めて、新しい時代を見据えながら、こういった分野が成長戦略としてこれから取り組んでいかなければならないかというような、そういったものを参考にさせていただきながら、それを踏まえながら考えていきたいと思っております。

麻生委員 今の答弁がなければ言わなかったんだけど、先端技術とかそういったエッセンシャルワーカーとかアドバンストということの、ここで言う皆さんは進学するんですか、しないんですか、想定は。

小野高校教育課長 アドバンスト・エッセンシャルワーカーにつきましては、もちろん進学もあろうかと思いますが、主に専門高校をターゲットにしておりますので、例えばですけど、工業分野、情報分野、農業分野とか福祉とか、そういった分野になろうと思っています。

麻生委員 その確認だけしておきたかったんです。緊要性とか先行的支援ということは、高校でそういった部分を徹底的に支援して、そのまま社会に出て活躍していただくということが前提になっているかと思ったものですから、何か今の説明では進学もと。これで活用して進学する人ばかりになったら本来の目的とちょっと変わってくるような気もしたものですから、その確認をしておきました。

玉田委員 端的にですけれども、基金の設置条例についての議案ですので、ただ議論すると、どういう趣旨なのかというところで背景につい

ての議論が随分とあって、これは非常に深まっているなというふうに思ったんです。

一つ私が聞きたいのは県立高校の話なんだけれども、冒頭の教育長の説明の中で、倍率1.0倍未満が21校県内で出たということで、今、高校の進学先というのは私学抜きにはもう考えられない状況になっているし、そういう中で私立高校との関係、3拠点とかいろいろあるけれど、権限の切り分けがあるからそれは違うと言えば違うんだけど、ただ高校生にとってみると同じなので、同じ世代で通う学校としてはそうなので、そうするとその関係とか整合性というのをこれから検討していかなくちやならないんじゃないかなというふうに思ったんですけれども、その辺について少しお考えがあれば伺いたいというふうに思います。

小野高校教育課長 この基金に関するグランドデザインを背景としているんですけども、その中で我々がこれから実行計画を策定してまいります。その策定する段階では、これはいわゆる背景としては、私立高校の授業料無償化を受けまして、県立高校、都道府県立の高校を活性化して魅力をつくっていくというような背景もございまして、今回の基金につきましては県内の県立高校ということターゲットにしておりますけれども、今後、玉田委員が言われましたように、私立と公立、両輪としてどういうバランス、それから棲み分けもしながらということにつきましては、今度、新しくビジョンの改定というのを令和9年度に考えておりまして、その中でもしっかりと協議してまいります。今回については県立高校の拠点をまずつくって、先導的、先行的に行っていくということでございます。

清田委員長 最後、私から1個だけ提言をさせていただきます。

これはそれぞれに型にはめてやっていくとそれなりのものになると思うんですけど、是非詳しくは申し上げません。我々会派の調査会でFC今治高校と神山まるごと高専に現地視察に行って、生徒たちの様子も見て、先生の話も聞いて、そのとき感じたのが、この三つをガチ

ヤットしてそれぞれの生徒の自主性に任せるといふか、もう三歩四歩先ぐらいのところを行ってしまして、結局、これの先があそこなのかなというイメージを今実は思っています。

もう既に御存じの職員の方もいらっしゃると思いますけど、もう一度ああいうところの取組をこれをするに際して、また、それぞれの3類型の型にはまってこうしていくとかいうことじゃなくて、せつかくの機会なので一歩先を見据えた取組をするという意味でも、例えば、その2校、我々が実際見に行つてすごく目からうろこというか、えっという驚きを受けた部分がありましたので、そういうところも是非参考にして取組をお願いしたいと。詳しくは岡野副委員長に聞いていただければと思いますので、それは提言というかお願いであります。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

清田委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第52号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第5号）のうち、教育委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

深藏教育財務課長 それでは、委員会資料の3ページをお願いいたします。

第52号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第5号）について、御説明いたします。

表の下から3段目に二重線で囲んでおりますが、補正予算案の総額は66億2,195万5千円の減額であります。

内訳はその下にありまして、事業費が24億3,678万1千円の減、人件費が41億8,517万4千円の減となっております。

事業費につきましては、入札残など各事業の実績に伴う所要の減額を行うものでございます。また、人件費の減につきましては、退職手当の見込みの減などによるものです。

この結果、補正後の予算総額はその右の欄にありますように、1,149億2,527万8千円となります。

続いて、委員会資料の4ページをお願いいたします。

主な補正事業の内容欄を御覧ください。

上段の高等学校等教育改革促進基金事業、補正額6千万円は、公立高校における産業人材等の育成や多様な学びの提供に向け、当該基金に積立を行うものでございます。

下段の県立学校緊急安全対策事業、補正額600万円は、暴力行為や外部侵入など、こどもの安全・安心を害する事案への対策を強化するため、新たに県が定めるガイドラインに基づき、設置要件を満たす県立学校内に防犯カメラを設置するものでございます。

次に、繰越明許費補正について、御説明いたします。まず、追加としまして、ただいま御説明しました県立学校緊急安全対策事業費ほか3事業において、新たに合計1,929万6千円を設定しています。

その下の変更につきましては、9月に繰越しの承認をいただいている事業のうち、高等学校施設整備事業費及び支援学校施設整備事業費において、空調設備の全国的な需要増等により、合計7億6,961万3千円を追加設定しております。

最後に、債務負担行為補正について、御説明いたします。県立学校給食業務委託料ほか2事業において、今年度の契約実績により事業費が減額となったことから、限度額を変更するものでございます。

清田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

麻生委員 教育費の補正減額に関してであります。数字は数字でいいんですが、例えば、少子化の流れの一方で、各学年人数は何人というのがある程度予測されていたところから、入学時に、例えば、県外に想定以上に行ってしまったとか、あるいは高校の場合に県立と私立で見たとときに、そういった部分で当初の予定より余

計県立を選んでくれる人が少なかったとかいったような総合的な分析というのは、何かやっていらっしゃるんですか。

深藏教育財務課長 生徒数等の詳細な分析は行っておりませんが、生徒数につきましては、おおむね当初の見込みどおりであったと思っております。

清田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 ほかに御質疑等もないので、これより、さきほど審査いたしました警察本部関係部分とあわせて採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

清田委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

まず、①の報告をお願いします。

松村学校安全・安心支援課長 大分市中学校における生徒間暴力事案について、御報告いたします。

委員会資料の8ページをお開きください。

事案の概要ですけれども、1月8日、学校内で生徒が一方向的に暴行している動画がSNSで拡散され、その後、2本目、3本目の動画も拡散されました。加害生徒は3本とも同じで、被害生徒は異なります。

続いて、暴力行為に至った経緯等を御覧ください。詳細な説明は省略いたしますけれども、3本の動画とも加害生徒AがSNSでのAに対する誹謗中傷の書き込みを発端に、被害者B、D、Eに暴行をしております。3本の動画とも拡散の経緯については不明でございます。次に、(4)発生後の学校の指導ですけれども、1本目と2本目の動画につきましては、令和8年1月8日に初めて把握し、関係生徒から聞き取り等を行っております。3本目の動画につきまし

ては事案当日に把握し、関係生徒に指導を行っていますが、大分市教育委員会に報告をしておりません。

続いて、本件発生後からの大分市教育委員会等の対応状況を御覧ください。1月8日に市教委及び当該校がSNSにおいて動画が拡散されることを把握し、警察に報告しております。また、当該校へ職員を派遣しております。1月9日、市教委が当該校へ臨床心理士を派遣しております。また、臨時記者会見を開催し、事案についての説明を行っております。続いて、1月10日、当該校が学年ごとに保護者説明会を開催。そして、1月13日、脅迫メールを把握し、当該校と警察へ情報提供しています。また、同日に臨時校長会を開催しております。1月14日から15日には警察と連携し、パトロールを実施。1月26日に市議会文教常任委員会で事案の経緯及び3件ともいじめの重大事態として認定し、第三者調査組織による調査を行う予定等について説明しております。

続いて、本件発生後からの県教育委員会の対応状況について、御説明いたします。

資料9ページを御覧ください。

本事案が発覚しました1月8日午後、教育事務所長を緊急に招集し、同様の事案が生じた場合、管内の市町村教育委員会と連携し情報収集と対応に努めることを確認するとともに、いじめや暴力行為の未然防止に向けた取組について協議いたしました。翌1月9日、県立学校及び全市町村教育委員会に対し、児童・生徒の問題行動の抑止に向けた文書を発出し、日常の教育活動を通じた生徒理解と規律ある学校生活に向けた指導上の留意点など3点について、依頼をいたしました。同時に、当該校に緊急支援スクールカウンセラーを派遣し、生徒の心のケアにも取り組んでまいりました。SNS上で学校における児童生徒による暴力行為等の動画が投稿・拡散され、報道も多数なされている実情を踏まえまして、1月14日には文部科学省による緊急都道府県・指定都市教育委員会教育長会議が開催され、5点の要請を受けました。これを受けまして、県教育委員会は1月16日に緊急

市町村教育委員会教育長・県立学校長会議を開催し本要請内容について周知するとともに、これらの事案に対する今後の取組について意見交換を行いました。また、1月29日、県立学校の生徒指導主任を対象とした協議会を開催し、文部科学省からの要請に基づいて再度周知するとともに、県警によるSNS等生徒指導上の諸課題の対応について講演を実施いたしました。2月4日には文科省からの要請を踏まえた文書を改めて発出し、3学期中の対応をお願いいたしました。なお、本文書について依頼した取組の結果につきましては、現在各校へ調査を行っているところでございます。

清田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入りますが、生徒の個人情報等に関することに関しましては答弁いたしかねますので、その辺御理解の上での御質疑をよろしくお願いいたします。それでは、委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

岡野副委員長 本当にマスコミ等で多く報道されておりますので、認識はしております。実際に見たときの心の本当にショックというか、それは大きいものだと思いますので、まずは暴力自体が起こらない環境をつくることは皆さんも御存じのとおり最優先だとは思いますが、家庭においてその拡散を面白がって補助する大人の存在がいることが私は問題だと思いますので、そこはこどもたちや学校現場のケアとともに、そういった方々をちゃんと取り締まるような形を取っていただきたいなというふうに思っておりますので、それは要望でございます。お願いいたします。

清田委員長 これは想像の域を出ないんですけど、拡散された経緯は不明であるということがあります。ただ、ちょっと想像を膨らませますと、A君からB、C、D、E君までの関係性も分かりませんが、事ここに至るまでに何かしらあったのかなという想像はできるんですけど、実はSOSが出ていたけども対応できずに最後の頼みの綱でもし上げていったということであれば、非常に悲しい、一番悲しいパターンだなということをこの事件を見てちょっと想像しち

やっぱりもしたんですけど。

とにかく、今対応中のことも含め、今後こういうことが、いじめとかそういうトラブルは必ずあるんですけど、しっかり早期に解決できる体制の構築というのを更に充実させていっていただきたいなという、これは要望でありますのでお願いいたします。

末宗委員 これは発生してから、1月8日とか、警察に報告して情報提供とかしてやっているわね。それは警察が入っている事項なんだけど、いろんな協議のときに警察が入っているのかね。報告はあるんだけど。

松村学校安全・安心支援課長 警察が関わっております。（「協議のときに入っている」と言う者あり）協議と言いますと。（「協議しているんだろう、ずっと教育委員会で。8日、9日、10日、13、14、26とかいろいろあるけど、これは大分市かね。大分市も含んでいいんや」と言う者あり）大分市教委と警察で連携して取り組んでおります。この事案の事実確認等、警察と連携しております。（「連携している」と言う者あり）はい。（「警察はこの問題をどう考えている」と言う者あり）警察事案につきましては個人のこともありますので、ちょっと差し控えさせていただきたいと思います。（「個人のこともあろうけど、方向はいいやない、警察やから」と言う者あり）警察の対応につきましては、我々もちょっと分かりかねるところがございます。（「協議したけど、分からん」と言う者あり）

清田委員長 警察と市教委が今、調査も含めてというところなんでしょう。共にやっているという。（「対応中じゃろう、要するに二つで。分からんじゃないで」と言う者あり）（「はい、すみません。対応中でございます」と言う者あり）（「そういう意味よね」と言う者あり）

玉田委員 さっき委員長が言った、その前にあったことって本当に大事なことだなと思うので、また現場の中でいろいろ対応を図ってもらえればと思います。

県教委の対応状況のところ、国の会議とか開いて、それを各教育事務所を通じて話をし

ているということですけど、その中で教育用タブレットの取扱いについてとか、何か運用がルールとして図られたとか、今後何かそういう見通しというのがあるのかどうか、そこだけちょっとこれからの教育委員会の対応としての部分で教えてもらえればというふうに思います。

角淵教育DX推進課長 教育用の1人1台端末については、こういった事例が起こる前からもともと情報モラル教育というところで、学習用端末なので学習以外には使用しないという大本のところは配るときから言っております。

今回の事例を受けて、こういうふうに使ってくださいというようなことは特段やっていないんですけども、うちの課としては、今、高校生用だとタブレットのトップページに相談先とかをリンクを張っております。市町村についてはまだそういったところまでやれていないところもありますので、そういった事例については提供しております。

末宗委員 年齢の問題はあるのかね、警察の処分で。年齢の問題、あれは15歳とか16歳とか18歳とか、13歳とかよく分からんのかね。

松村学校安全・安心支援課長 14歳以上が対象です。

清田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 ほかに御質疑等もないので、次に、②、③の報告をお願いします。

神屋教育人事課長 令和7年12月19日付け及び令和8年2月26日付け教職員の懲戒処分について、御報告します。

委員会資料の10ページをお開きください。

番号1を御覧ください。公立中学校30代女性教諭を停職6月の処分としました。

概要は、当該教諭は令和7年5月頃から7月頃までの間、自己所有のスマートフォンや公用タブレットを用いて、勤務する学校の男子生徒と不適切な内容等のやり取りを複数回行いました。同教諭は同期間、複数回にわたり、放課後、同校教室で同生徒と二人きりになる状況をつくり、また、休日に自家用車に同生徒を複数回同

乗させました。この際、身体接触が複数回ありました。しかし、これらについて、同教諭は管理職への報告を怠っていたというものです。

本事案の処分量定については、本県の懲戒処分の基準であります県立学校教職員及び市町村立学校県費負担教職員に対する懲戒処分等の基準の第四に定める飲酒運転等の悪質な交通違反行為、それから児童生徒に対するスクール・セクハラ、体罰には該当せず、同基準の第五その他の第四以外においても、法令、条例等に違反した信用失墜行為等は第四に準じた懲戒処分等を行うものとする規定に基づき検討をすることとなります。

本事案につきましては、自己所有のスマートフォンや公用タブレットを用いた児童生徒との個人的なやり取りを禁止している教職員と児童生徒とのSNS等によるやり取りの禁止等についての通知の違反と、適正な手続きを経ている場合を除き、自家用車などによる児童生徒の送迎と児童生徒を同乗させることを禁止している綱紀肅正及び服務規律の保持と交通法規の遵守等についての通知の違反となります。人事院の指針には当該項目についての処分量定の定めがないことから、他県の状況を確認し、両方の項目を処分指針等に規定している県では、戒告としていることが多く見受けられました。また、児童生徒とのSNS等の私的なやり取りに係る実際の処分例を見ますと、対応や結果によりますが、性的な内容等のわいせつなやり取りがない場合は戒告や減給処分としており、本県においても別件で減給6月とした例があります。

そこで、今回の事案につきましては、当該教諭は不適切な行為であると認識しながら、5月から7月の約2か月間、ほぼ毎日、勤務時間外に1時間から2時間、スマホや公用タブレットで個人的なやり取りを行っていたことから、減給をベースといたしました。その上で、自家用車への同乗も3回行い、飲食店や商業施設に連れて行っていること、放課後、教室で複数回にわたり生徒と二人つきりになる状況をつくり、児童生徒と性暴力に該当する行為は確認できませんでしたが、身体接触が複数回あったこと、

いずれも管理職への報告は1か月以上後になっていることなど、複数の非違行為を複数回、しかもかなりの回数行っていることなどから総合的に判断し、重大な信用失墜行為であることとして、停職6月としたものであります。なお、同教諭は同日付けで依願退職しております。

番号2を御覧ください。公立中学校50代男性教頭を停職1月の処分といたしました。

概要は、当該教頭は令和7年5月上旬から7月下旬までの間、勤務する学校において、同校女性職員に対し、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を複数回行ったというものです。

本事案の処分量定につきましても、本県の懲戒処分等の基準の第五その他の法令、条例等に違反した信用失墜行為等は第四に準じた懲戒処分等を行うものとするの規定に基づき検討することとなります。人事院の指針では、セクシュアル・ハラスメントの項目において、相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返した職員は、停職又は減給とするとされております。

当該教頭への聞き取りでは、被害職員を応援、心配する気持ちから距離が近くなってしまった、精神的な苦痛を与えてしまい大変申し訳ないと供述しております。セクシュアル・ハラスメントの行為についての詳細は、被害職員的心情に配慮して説明は控えさせていただきますが、わいせつの言辞等、わいせつ目的であったことは確認できておりません。同様の事案につきましては、他県の事例では戒告や減給としているものもありましたが、本事案では教頭という管理職であることを重く考え、その他の情状を総合的に判断し、停職1月としたものであります。

番号3を御覧ください。日田市公立小学校20代男性教諭を減給10分の1、3月の処分といたしました。

概要は、当該教諭は令和7年4月17日頃、中休み中、勤務する学校において、右手で同校児童の前頭部を平手打ちしました。また、同教諭は、同月24日午後0時10分頃、同校にお

いて、同児童の胸ぐらを右手でつかんで前後に揺さぶり、同児童の後頭部を引き戸に打ち付け、全治約10日間を要する後頭部裂創等の傷害を負わせました。同教諭はこの行為により、同年11月10日、大分簡易裁判所から罰金20万円の略式命令を受けたというものです。

本事案の処分量定につきましては、本県の懲戒処分等の基準の第四に定める体罰を加え児童生徒を負傷させた者は、戒告等の処分を行うの規定に基づき検討することとなります。人事院の指針には体罰についての処分量定の定めがないことから、本県の過去事例や他県の事例を確認し、同月に同児童に対して二度の体罰行為を行っていることなどを踏まえ、総合的に判断し、減給10分の1、3月としたものであります。

委員会資料の11ページをお開きください。

番号1を御覧ください。県立学校会計年度任用職員を停職1月と2日の処分といたしました。

概要は、当該職員は令和7年11月28日午前11時55分頃、私用にて普通貨物自動車を運転中、国東市安岐町中園493番地2付近道路で、警察官に停止を求められた際にアルコール検知を受け、呼気1リットル当たり0.71ミリグラムのアルコールが検出され、同日12時44分に酒気帯び運転で逮捕されました。このことにより、令和8年2月9日に杵築簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受けたというものです。

本事案の処分量定につきましては、本県の懲戒処分等の基準の第四に定める飲酒運転を行い、人身事故又は物損事故を起こした者は免職とし、自損事故等を起こした者は免職又は停職とするの規定に基づき検討することとなります。なお、自損事故等とは、自損事故又は違反行為のみの場合を言います。

本事案につきましては、事故は起こしておりませんので、違反行為のみで処分検討を行うこととなります。人事院の指針では、酒気帯び運転をした職員は、免職、停職又は減給とするとされており、本県の基準、人事院の指針、本県の過去事例、他県の過去事例から総合的に判断し停職6月が相当と考えられますが、会計

年度任用職員の任用期限である令和8年3月31日までの停職1月と2日の懲戒処分を行いました。

令和7年12月19日付けの3事案につきましては、県教育委員会といたしまして、臨時的教育事務所長会議を実施いたしました。また、市町村教育委員会に対しまして、市町村立義務教育諸学校の全職員を対象に緊急の服務規律研修を実施し、綱紀粛正及び服務規律の保持を徹底するよう依頼いたしました。また、令和8年2月26日付けの事案につきましても、県教育委員会として、改めて全教職員に対して、綱紀粛正及び交通法規の遵守と飲酒運転の撲滅について徹底を図るよう県立学校並びに市町村立学校に通知をしております。

今後とも、不祥事の根絶に向けて、綱紀粛正及び服務規律の保持の徹底に努めてまいります。

続けて、懲戒処分の指針の制定について、御報告いたします。

委員会資料の12ページをお開きください。

資料の左上を御覧ください。現状ですが、懲戒処分数は近年、年間10件程度で推移しており、高止まりの状況が続いております。また、免職処分数は、令和3年度から若干ですが、増加傾向にあります。非違行為の内容につきましては、スクール・セクハラ、体罰のほか、SNSへの誹謗中傷の書き込みや、児童生徒とのSNS等による私的なやりとり、自家用車への同乗、部費の横領等、多様化しております。

課題を御覧ください。現行の本県における懲戒処分の基準は、飲酒運転等の悪質な交通違反行為、児童生徒に対するスクール・セクハラ、体罰の三大非違行為のみ処分量定が明示されており、そのほかの事案について、どのような行為が処分対象となるのか、処分対象となる場合、その量定がどうなるのか分からず、教職員が自分事として捉えにくい状況があります。

そこで、対応といたしまして、懲戒処分の対象となる非違行為・処分量定を明確化することで、非違行為の防止を図り、県民の信頼を確保する目的で、懲戒処分の指針を新たに制定いたしました。

右側を御覧ください。具体的内容ですが、人事院の懲戒処分の指針を基本として、正当な理由のない欠勤、政治的行為の制限違反、セクハラ・パワハラ等の一般服務関係、横領、諸給与の違法支払・不適正受給等の公金公物取扱い関係、放火、殺人、器物損壊、一般人に対するわいせつ行為等の公務外非違行為、監督責任関係について、標準例を明示しております。また、スクール・セクハラについて、教員性暴力等防止法に基づいて再整理し、体罰につきましては処分量定の厳罰化に加え、不適切な言動や指導について処分量定を明確化しております。さらに、児童生徒性暴力等につながる児童生徒等とのSNS等における私的なやり取り、それから、自家用車同乗についても処分量定を明確化いたしました。なお、飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係は、現行の基準を基本にして、再整理をしております。

13ページの資料を御覧ください。

標準例を表に整理しております。黒文字の部分は、人事院の懲戒処分の指針と事由や処分量定が同じものです。赤文字の部分は、大分県教育委員会独自のもの、若しくは人事院の指針と量定が異なるものです。

14ページの中段を御覧ください。

例えば、赤文字で記載しておりますが、三児童生徒等に対する非違行為として、わいせつ行為等、体罰等、その他SNS等における私的なやり取り等を県独自に定めております。

12ページの資料にお戻りください。

施行期日等につきましては、本内容につきましては、先月2月26日の教育委員会に附議いたしまして、議決されております。今後、令和8年3月31日の公示、4月1日の施行を予定しております。

なお、教育庁の各所属、それから県立学校、市町村教育委員会には、近日中に通知を行い、周知を図ってまいります。

最後に、実効性の担保といたしまして、年4回の服務規律研修の通知、綱紀肅正・服務規律保持の徹底通知に今回制定の懲戒処分の指針を添付するとともに、服務研修テキストに内容を

反映させ、非違行為の防止を図ってまいりたいと考えております。

清田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

麻生委員 懲戒処分の指針の制定についての説明があったんですけども、いわゆる懲戒処分、懲戒解雇までいった職員については、データベース等々にも載るんでしょうけど、問題は、大分県教育委員会の管轄下にある教職員の皆さんのデータベースにはどの程度のことを記載しているのか、保管をしていこうとしているのか。また、それによって、例えば、免許再授与の拒絶権を県教委としてどういうふうに発効されるのか。3年ルール撤廃とか、再発のおそれがないことの証明であるとか、いろいろと法改正によって動きが出ているわけですけども、そういったことに対して県教委としてどこまで進んでいるのか、説明を求めます。

神屋教育人事課長 県教委としてのデータベースへの保管ということなんですけども、人事記録として、懲戒免職以外に懲戒処分については記録として残っております。

あと、免許の再申請、3年を経過して再申請するということなんですけども、児童生徒性暴力防止法が制定されて、令和4年度以降制定された後に、児童生徒に対しての性暴力、児童生徒性暴力等によって教員免許が取上げとなったり失効になった方については、いわゆる国のデータベースに載っていますので、その中から例えば、3年後に再申請が上がってきた場合については審査会を開催いたしまして、その中で、本当にいわゆる性暴力の再発のおそれがないかというところは審査をするようにはなっていますが、その再授与ところは基本的にはなかなか難しいというか、そういう再発を本当にしないかどうかというところについてはなかなか難しいと思われまますので、再授与というところはハードルがかなり高いと思っています。

麻生委員 私が聞いているのは、大分県教委として、もうそれを拒絶するようにしているんですか。それとも、そこは現状としてはまだ今の

答弁では曖昧だということなのですかという確認をしたかったんです。

神屋教育人事課長 審査会の中で、そういう審査を行うということになっていきますので……

麻生委員 ほかの都道府県教育委員会では、もう拒絶すると明確にやっつけるところもあるみたいなので、それで聞いているんです。

神屋教育人事課長 さきほど申し上げたように、再授与は私も難しいと思っています。

麻生委員 まだ拒絶はしていないんですね。大分県教委として、そここのところは明確に拒絶しますということを決めてもいいのではないかと。それくらい教育委員さんで議論をしっかりと、方向性を出すということも大事じゃないかな。今回の懲戒処分の指針の制定について、そういったことまで盛り込まれていないので、指摘をさせていただきました。

清田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 ほかに御質疑等もないので、次に、④の報告をお願いします。

神屋教育人事課長 求償権行使懈怠違法確認請求上告事件について、令和7年12月11日付けで最高裁判所の決定がありましたので、御報告いたします。

資料の16ページを御覧ください。

1 当事者及び2事件の概要です。平成20年度教員採用選考において、採用取消処分が取り消された中学校教諭に対し支払った損害賠償金について、大分県が元教育審議監及び元副主幹に対し求償権の行使を怠っているとして、特定非営利活動法人がその違法確認を求めた住民訴訟です。

3 主張の要旨です。上告人兼申立人であるおおい市民オンブズマンは、元教育審議監らの点数改ざん行為がなければ採用取消処分はなく、大分県は元教育審議監らに求償権を有していると主張しておりました。一方、大分県としては、平成30年6月の最高裁判所の決定で、国家賠償法上の違法は、大分県教育委員会が行った採用取消処分が、具体的な事情を調査・検討しなかったことについて、大分県教育委員会

の過失が認められるとされており、採用取消処分には関与していない元教育審議監らについては、採用取消処分による損害との間に因果関係は認められず、大分県は当該人らに求償権を有していないと主張していたところです。

4 訴訟の経緯です。オンブズマン側が令和4年3月に大分地方裁判所に提訴しましたが、令和7年1月の第一審判決では、大分県の主張が認められ、オンブズマン側の請求を棄却しました。オンブズマン側は、令和7年2月に福岡高等裁判所に控訴しましたが、令和7年7月29日付けで控訴棄却となりました。さらに、オンブズマン側は最高裁判所に、令和7年8月4日付けで上告及び上告受理申立てを行っておりましたが、最高裁判所は上告理由に該当しない等の理由で、上告棄却及び上告不受理の決定を行いました。

本件訴訟につきましては、最高裁判所の決定をもって終結いたしました。大分県としては、今後も決して事件の教訓を風化させることなく、教育行政の適正な執行、改革に努めてまいります。

清田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

末宗委員 事件から何年たったか。

神屋教育人事課長 17年です。

清田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 ほかに御質疑等もないので、次に、⑤の報告をお願いします。

神屋教育人事課長 大分県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について、御報告します。

委員会資料の17ページをお開きください。

1 計画策定の趣旨ですが、令和7年6月に給特法等一部改正法が成立し、各服務監督教育委員会は文部科学大臣が定める指針に即して実施計画を策定・公表し、学校における働き方改革の一層の推進を図ることとされました。これを受け、本県におきましても、この度、実施計画を策定し、2月26日の教育委員会において決

定したところでは。

2 本県の時間外勤務の現状ですが、これまでの様々な取組により、県立中学校を含む高等学校及び特別支援学校では、時間外在校等時間は減少傾向であり、今回の給特法改正において国が示した令和11年度までに教育職員の時間外在校等時間を月平均30時間程度とするという目標を既に達成しております。しかしながら、月45時間を超える長時間勤務を余儀なくされている教育職員がいることから、更なる取組の推進が必要と考えております。

3 計画の取組期間と4計画の目標指標ですが、取組期間は令和8年度から10年度までの3年間とし、資料の右下破線で囲んだ部分、①1箇月の時間外在校等時間など五つの目標指標を設定の上、毎年度、取組状況を総合教育会議で報告、公表することなどにより、取組の実効性を確保してまいります。

資料18ページを御覧ください。

5 実施する業務量管理・健康確保措置の内容ですが、取り組む内容を(1)教育職員の適正な勤務時間管理など六つの項目に大別し、それぞれの項目ごとに具体的な取組内容を記載しております。これまでの取組で負担軽減等にとっても有効なものに加え、今回見直された学校と教師の業務の3分類を踏まえ新たな取組を追加し、働き方改革を加速させていきたいと考えております。

6 関連する取組・市町村教育委員会への対応に記載しておりますように、市町村教育委員会に対しましても、計画の策定、取組の実施にあたり適切な支援や助言指導に努め、学校現場の教員一人一人が負担軽減を実感できるよう、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

清田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

吉村委員 県教委が示しているものがありますが、市町村教委には指導助言して、市町村教委も業務量管理・健康確保措置実施計画をつくっていくということですが、県教委としての市町村教委とのやり取りというか、これに

至るまで市町村教委も策定しているはずだと思うんですけど、その辺のところの助言指導、アドバイスとかいうような、また、県教委が示したものを、おおよそ市町村教委もそれと同じようなものをつくっているかどうか、その辺のところを確認させてください。

神屋教育人事課長 市町村教育委員会からの具体的な質問というか、計画策定にあたってスケジュールをいつまでにするとか、そういうところではお話はありましたけども、具体的な取組をどうするかというところについては、特に御質問というところは余り来ておりません。一応国の方が、文科省の方が市町村教育委員会向けには計画の雛形を提示しておりますので、それをベースに各市町村もそれを参考に策定をされていると思っております。

県の計画につきましてはまだ素案の段階で、10月と1月の市町村教育委員会の人事担当課長が集まる会議がありまして、その場で県のこの計画について素案をお示しておりまして、それも参考にさせていただいております。

現時点の状況なんですけども、市町村の策定状況ですけれども、6市1町が策定済みで、あと3月中に策定するところが8市2町1村というところで聞いております。

清田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 ほかに御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

小野高校教育課長 お時間がない中で、大変申し訳ございません。

先週末、県立高校の最終志願状況が出ましたので、その資料を今から配付させていただきたいと思っております。

この資料なんですけども、公表されたものを現時点での状況をまとめたものでございます。昨年度比較、それから経年比較も入っておりますが、今お配りしたものでございます。

その資料を今御覧になっていると思っておりますけれども、上半分が志願状況でございます。そして、その上半分の左側が令和8年、今回の入試

の状況、そして右側が令和7年の倍率が入っておりまして、その差も書かれております。

なお、個別に今志願状況が記載されておりますが、網掛けをしているところが昨年度に比べて志願倍率が上昇した学校でございます。その上半分の右側の学校名、日田林工高校がございまして、日田林工高校の下に全日制課程合計が記載されております。その中で、R8倍率が1.03倍ということになっております。

その下側ですけれども、下半分でございますが、左側が学科別・地域別の志願状況でございます。地域の高校、大分市・別府市以外と、それと大分市・別府市の高校と分けております。

その右ですけれども、過去5か年の志願状況、志願倍率の推移でございます。そして、一番右側は九州各県の全日制志願倍率ということで、これはR7倍率と比較をしております。

さきほど冒頭、教育長からありましたけれども、今回1.03倍ということで7年ぶりの倍率アップではございました。九州で大分県は2番目に高い倍率ではございましたが、多くの県、今御覧になっていただけるように1.0倍を切っておりまして、県立高校として、私立授業料無償化の影響は否定できないというところでございます。

今回、本県の倍率が若干でも上昇しましたのは、高校の魅力をSNSなど様々な工夫によって発信した情報が受験生に浸透してきているということと捉えております。

一方で、エリア別に見ますと、左下であります。大分市・別府市は今回1.20倍から1.21倍というふうになっておりまして、昨年度比から上がっております。一方で、大分市・別府市以外の地域の高校では、昨年の0.85倍から0.84倍ということで若干下がっておりまして、引き続き、地域の高校、これまで成果の上昇した取組を展開するなど、学校の魅力づくりや情報発信の工夫に努めてまいりたいと考えております。

清田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

ちなみにですけど、今年から併願制に県立はなっていますが、例えば、佐伯鶴城は13人のマイナスですけど、第2希望で出している子が13人以上いますとか、その辺というのは分かるんですか。

小野高校教育課長 本年度につきましては、一次入試の合格発表があった後に第2志願を出すこととなっております。それを見て欠員があるところという状況になりますので。

清田委員長 そこからですね。終わってからですね。（「いつ確定するん。終わるんが」と言う者あり）

小野高校教育課長 県立高校の合格発表が3月13日になっておりまして、それから、その志願状況を見ながら受験生が第2志願を出しますので、その次の週の早期には、次の週の16日から17日が第2志願の出願となっております。翌18日水曜日が第2志願の合格発表となっております。（「委員会に間に合うんでねえか」と言う者あり）（「間に合いますね」と言う者あり）（「よう教えてくりい」と言う者あり）

清田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 ほかにないようですので、これをもちまして、教育委員会関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

委員の皆様は、この後、協議を行いますので、このまま御着席願います。

〔教育委員会、委員外議員退室〕

清田委員長 これより、内部協議を行います。

委員の皆様、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 別にないようですので、これをもちまして、委員会を終わります。

お疲れ様でした。